

旭市空家・空地バンクの利用手順(空き家・空き地の所有者)

	項 目	内 容
1	空き家・空き地物件の登録申請	空き家の売却や賃貸を希望する所有者は、以下の書類に必要事項を記入して、都市整備課建築住宅班に提出してください。 ●提出書類 ・旭市空家・空地バンク物件登録申込書(第1号様式) ・旭市空家・空地バンク物件登録カード(第2号様式) ・旭市空家・空地バンク物件登録に係る同意・誓約書(第3号様式) ・公的身分証明書の写し
2	物件の現地確認	申請者と仲介を依頼する予定の仲介事業者、市の3者で物件の状態や申請内容等に不備がないか現地確認を行います。
3	物件登録の完了	物件の状態や申請内容の審査後、問題がなければ物件登録を決定します。申請者には登録の可否を通知します。
4	物件情報の掲載	登録決定後、インターネット上で空き家情報を提供します。
5	仲介事業者との媒介契約	所有者と仲介事業者で仲介についての契約を締結。
6	交渉・契約手続き	物件の売買や賃貸借について交渉の依頼があった場合、仲介業者が交渉や契約に関する手続きを行います。

※物件登録の完了後に、登録内容等の変更があった場合は変更の手続きが必要です。

問い合わせ先
都市整備課建築住宅班
TEL:0479-62-5895